

全国厚生労働関係部局長会議

《雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について》

- 平成28年8月20日施行された、第6次地方分権一括法により、国と地方の連携が拡充された。
- 引き続き、都道府県と国が雇用対策において相互に連携し、更なる住民サービスの向上を目指すことが重要。今後とも都道府県労働局との連携をお願いしたい。

1 国と地方の連携による雇用対策の推進の効果

(都道府県が得意とする取組例)

- ・企業誘致
- ・産業振興による地域産業の発展
- ・人口流出防止



(国が得意とする取組)

- ・ハローワークの全国体系を利用したセーフティネットとしての雇用の安定化
- ・景気悪化時等の緊急雇用対策

(国を活用することで・・・)

- ◆各地域の実情に応じた産業振興策(←ハローワークが適切にマッチング)
- ◆各地域の人口回復(←ハローワークの全国的体系による移住・就職支援等)

2 第6次地方分権一括法の内容

- ① 雇用対策協定、一体的実施及び地方公共団体の長からの要請を法定化。
- ② 地方公共団体が、民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件やその他各種規制を緩和。

全国厚生労働関係部局長会議

3 連携強化策の更なる推進

① 雇用対策協定

- ◆ 平成30年1月1日時点で、149自治体(45都道府県104市町村)
- ◆ 協定未締結の都道府県には、労働局からご相談させていただく。
- ◆ 既に締結済みの都道府県には、来年度の事業計画の充実等により、引き続き連携強化をお願いしたい。

② 雇用施策実施方針(地方方針)

- ◆ 雇用対策協定が締結されていない都道府県について、都道府県と労働局が行う施策が、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、都道府県の意見を聴いて各労働局が策定するもの。
- ◆ 協定未締結の県においては、地方方針を策定できるよう、各労働局にご協力いただきたい。

③ 一体的実施事業

- ◆ 国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方公共団体の連携事業。
- ◆ 本事業を実施中の都道府県には、効果的・効率的な運営に向けて、必要に応じて、施設の特性に応じた見直しを図るなど、労働局と共にご検討をお願いしたい。

④ ハローワークが保有する求人情報・求職情報のオンライン提供 (求人情報)

- ◆ 平成26年9月から実施。
地方自治体が独自に行う職業紹介を充実することが可能。

(求職情報)

- ◆ 平成28年3月から実施。
誘致企業への人材提供などの充実を図ることが可能。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(ハローワークに係る地方分権について)

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制(職業紹介責任者の選任等)や国の監督(事業停止命令等)の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

施行日: 公布の日から起算して3月を経過した日(平成28年8月20日)

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成30年1月1日時点)】 計149自治体(44都道府県94市9町1村)

【都道府県(45都道府県)】

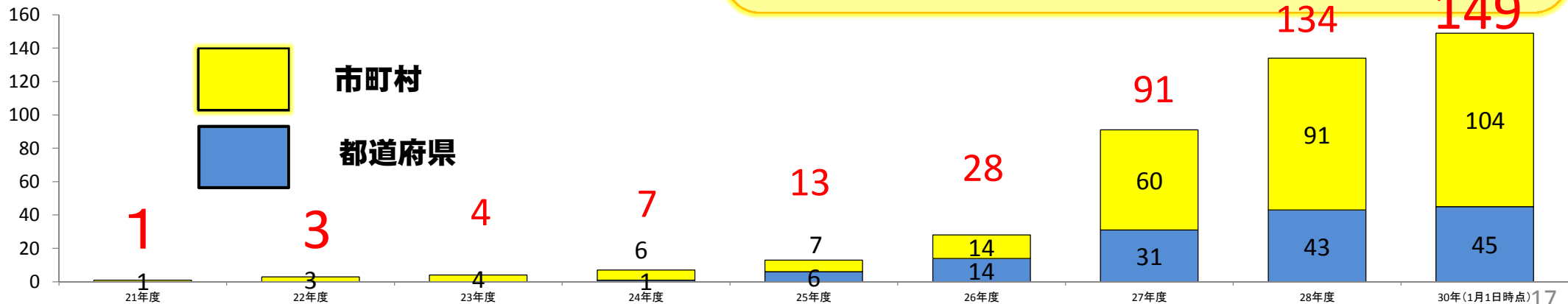
- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月) ㉙福島県(28年3月) ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月) ㉜山梨県(28年4月) ㉝千葉県(28年8月)
- ㉞埼玉県(28年8月) ㉟佐賀県(28年8月) ㊱愛知県(28年8月)
- ㊲島根県(28年8月) ㊳静岡県(28年12月) ㊴秋田県(29年2月)
- ㊵栃木県(29年3月) ㊶岐阜県(29年3月) ㊷新潟県(29年3月)
- ㊸神奈川県(29年3月) ㊹広島県(29年7月) ㊺鹿児島県(29年12月)

※ ㉜㉝: 第6次地方分権一括法の施行日(平成28年8月20日)に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

【市町村104市町村】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24姪良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)
- 57下関市(28年3月) 58東海村(28年3月) 59大洗町(28年3月) 60鹿児島市(28年3月)
- 61敦賀市(28年5月) 62吹田市(28年5月) 63柏原市(28年5月) 64永平寺町(28年7月)
- 65千葉市(28年7月) 66中津市(28年7月) 67吉野町(28年7月) 68倉敷市(28年8月)
- 69加西市(28年8月) 70小浜市(28年9月) 71日田市(28年10月) 72浦添市(28年11月)
- 73若狭町(28年11月) 74宮崎市(28年11月) 75薩摩川内市(28年12月) 76寝屋川市(28年12月)
- 77尼崎市(29年1月) 78岐阜市(29年1月) 79鹿沼市(29年2月) 80いちい串木野市(29年2月)
- 81鹿嶋市(29年2月) 82小林市(29年2月) 83大館市(29年2月) 84鹿屋市(29年2月)
- 85出水市(29年3月) 86中津川市(29年3月) 87南部町(29年3月) 88大垣市(29年3月)
- 89岡山市(29年3月) 90大分市(29年3月) 91三田市(29年3月) 92阿見町(29年5月)
- 93松阪市(29年6月) 94山口市(29年7月) 95奄美市(29年7月) 96各務原市(29年7月)
- 97杵築市(29年7月) 98飛騨市(29年7月) 99海南市(29年9月) 100珠洲市(平成29年9月)
- 101境港市(29年10月) 102三次市(29年11月) 103島田市(29年11月) 104富士市(29年12月)

協定締結自治体数の推移

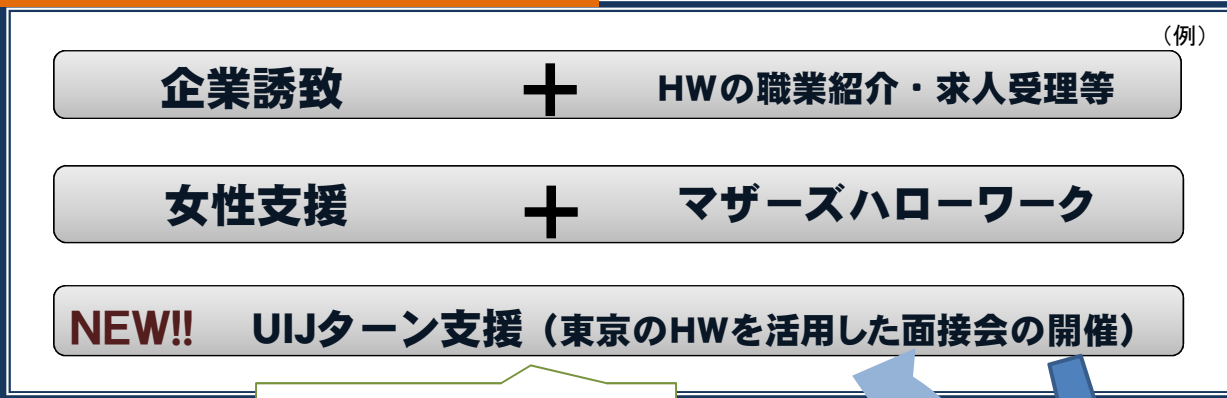


国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

- ▶ 個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効率的な業務運営が可能。

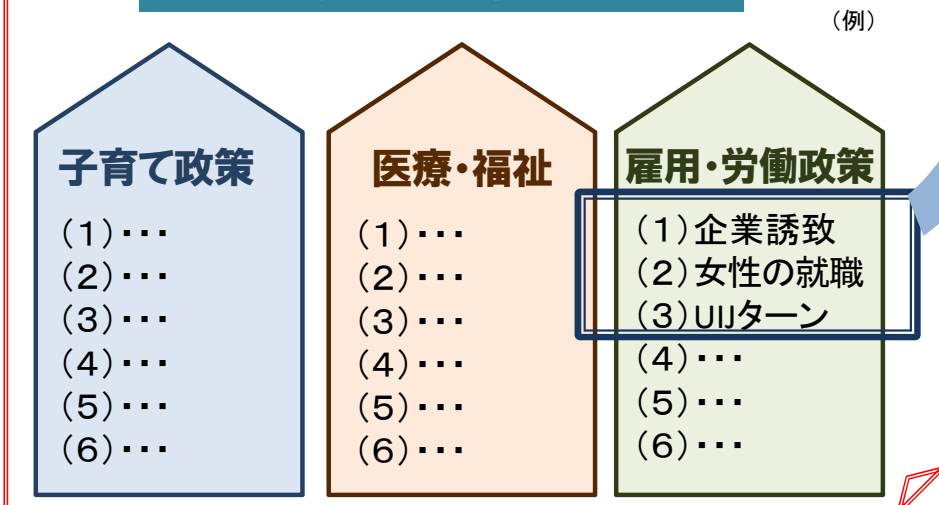
雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

- ▶ 地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定の中でより詳細に整理

地方版総合戦略等

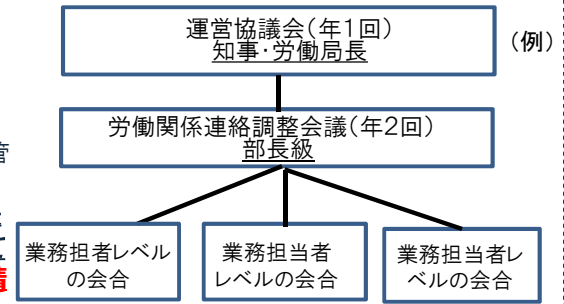


パッケージ化したうえで
対外的な発信力を強化

- ▶ 知事・労働局長が参加する**運営協議会**を軸とした体系づけられた協議の場を設置し、レベルごとの定期的な会合を開催。国・自治体間の意識のすり合わせ、定期的な業務改善を図ることが可能。

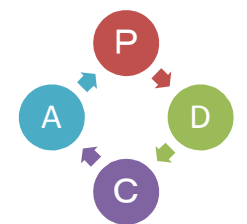
連携体制の体系化

- 連携施策に関し、統一的・一元的な管理が可能
- 知事・労働局長が各組織に対して必要に応じた**要請**



目標管理の徹底による 確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



知事と労働局長の協定に基づいて、雇用対策を充実させています!

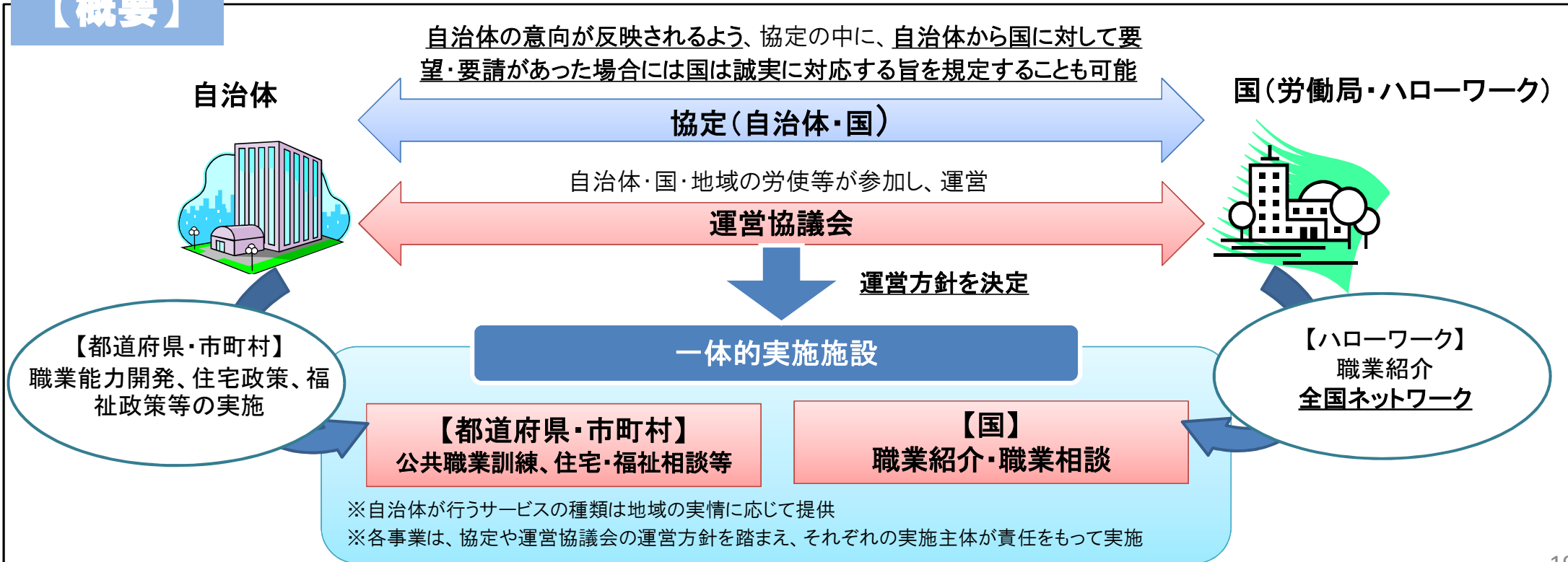


- ▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、**地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対して情報発信**。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。

一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成29年3月末現在、163団体(33道府県130市区町)で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は97自治体。

【概要】



ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供(平成26年9月1日より開始)

平成29年6月1日時点で1,330団体が利用

(自治体349団体(45都道府県、303市区町村、国の機関1団体)、職業紹介事業者633団体(有料593団体、無料40団体)、学校等348団体)

【平成28年度実績】

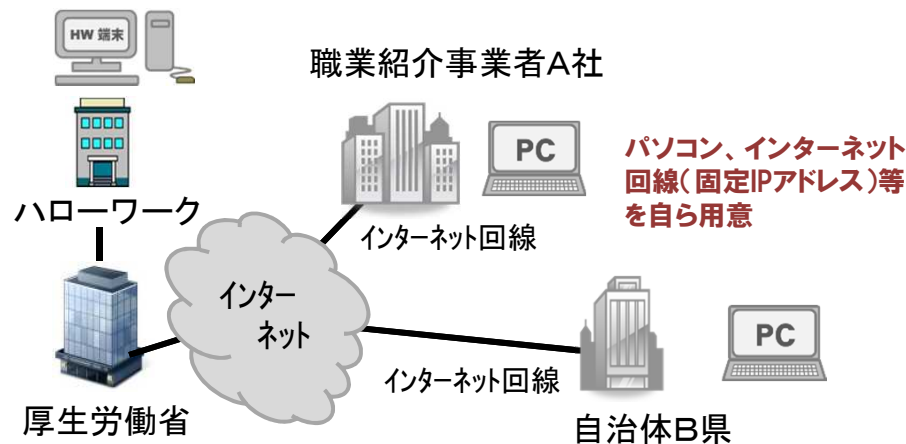
採用決定数6,058件(自治体;3,099件、民間職業紹介事業者1,263件(有料1,051件、無料212件)、学校等; 1,696件)

実施方法(イメージ)

- 具体的な実施方法として、2つの方式(①求人情報提供端末方式、②データ提供方式)を準備。
- 利用団体は、希望に応じて、実施方式を選択できる(併用も可)ようにし、その利便性を高めている。

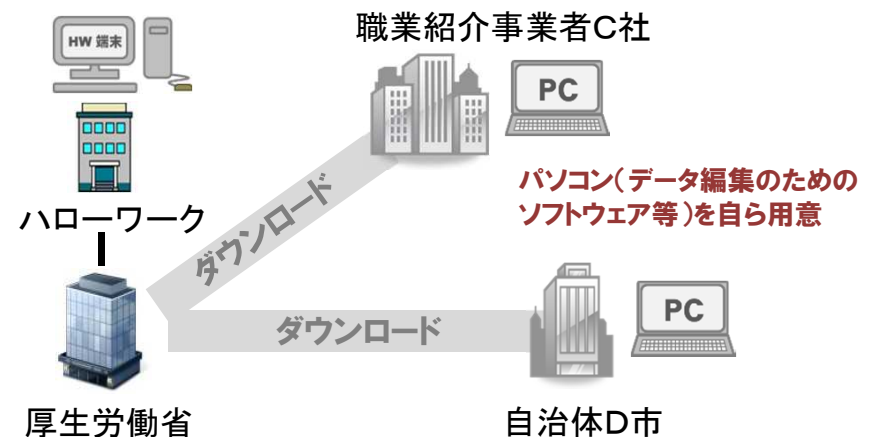
① 求人情報提供端末方式

- 利用団体が通常使用しているパソコンからハローワークの求人情報を検索・閲覧する方式。



② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロードする方式。利用団体のパソコンで当該データを利用。

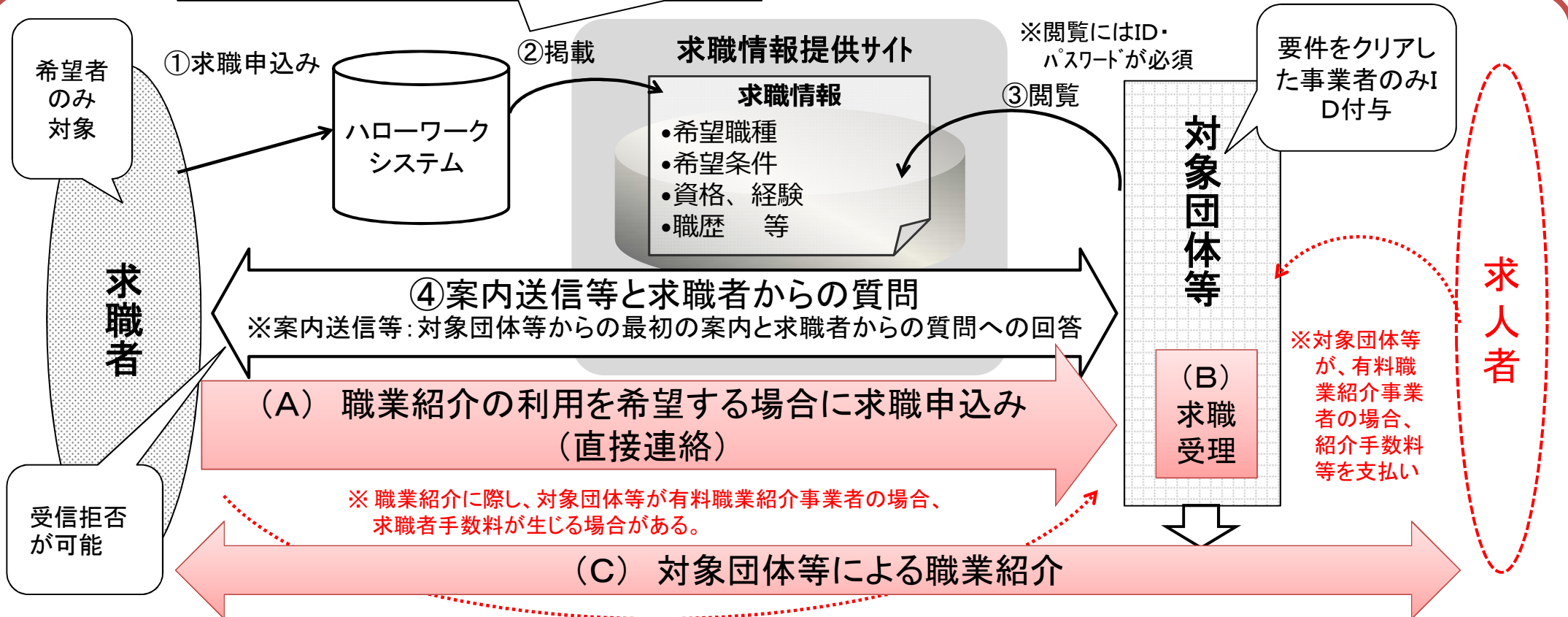


➡ ハローワークの端末と同等の操作性

➡ 独自のデータ編集等が可能

ハローワーク求職情報の提供サービスの仕組み

氏名・連絡先等の個人情報は提供しない



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないうまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

◀ (A) (以降は、求職情報提供サイト外で実施) ▶

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※ 求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C) 対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。

全国厚生労働関係部局長会議

《地域雇用対策の推進について》

- 地域のしごとづくりについては、日本の各地域がそれぞれ持つ特色、魅力をいかして、持続的な取組を行っていただくことが重要。
- 自治体の皆様におかれては、以下の事業を活用いただき、地域の魅力あるしごとづくりに継続的に取り組んでいただきたい。これらの活用を検討される際には、各労働局を通じて、ご相談いただきたい。
- 平成30年度の地域雇用対策関連事業予算案では、地域の魅力あるしごとづくりの一層の推進や地方への正社員就職支援強化を図ることとしている。
- 下記事業の活用を検討される際や、事業実施中に課題に直面した際には、地域の雇用情勢や労働施策の専門機関である各労働局にご相談いただきたい。

【地域活性化雇用創造プロジェクト】

- ・本事業は、安定的な正社員雇用の創造に取り組む都道府県への補助事業（実施期間は最大3年度間）。
事業主体…都道府県
対象地域…正社員雇用を創造する取組であれば、有効求人倍率に関わらず全都道府県が提案可能
対象産業…当該地域の戦略産業と位置付けられている産業
補助率 …8割（雇用創造効果に応じて年間上限10億円）
- ・平成30年度より、中小企業の働き方改革に資する取組を実施する場合、補助額の上限を引き上げる等の特例（年間上限12億円等）を創設。

全国厚生労働関係部局長会議

【地域雇用開発助成金】

- ・有効求人倍率等を基準に厚生労働大臣が同意等した地域において、事業所を設置・整備し地域の求職者等を雇い入れた事業主への助成制度。
- ・平成29年度より、「特定有人国境離島地域等メニュー」を創設し、特定有人国境離島地域※、奄美群島及び小笠原諸島については、有効求人倍率等の指標に関わらず本助成金の対象。
 - ※当該離島が属する都道府県…東京都、北海道、新潟、石川、島根、山口、長崎、鹿児島県の6県
- ・特定有人国境離島地域等が属する都道府県には、地域雇用開発助成金・特定有人国境離島地域等メニューの周知に御協力を賜りたい。

【LO活(local+就活)プロジェクト】

- ・本事業は、厚生労働省が、東京圏・大阪圏の大学等において、セミナー等を行い、地方就職希望者の掘り起こしや動機付けを行うもの。
- ・自治体が労働局やハローワークと連携してUIJターンのイベントや就職面接会等を開催する場合、本事業とのコラボレーション※が可能。
 - ※本事業のセミナー等における東京圏・大阪圏の大学生等へのイベントや関連施策のPR、東京都内の新卒応援ハローワーク内のスペースの利用等

地域活性化雇用創造プロジェクト

事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

※平成29年度は17府県で事業実施中

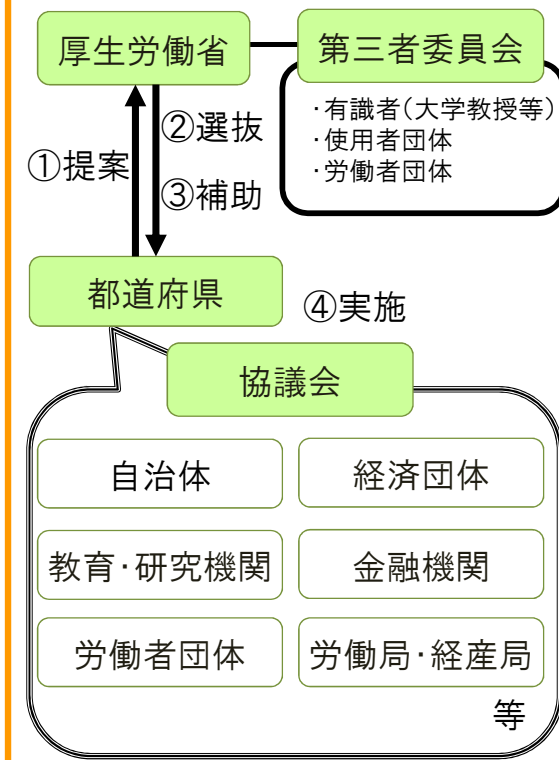
- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選抜。プランを選抜された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、実施
 - ※天災等からの産業復興に取り組んでいる場合は、戦略産業の復興に資する業種であれば指定可
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助(雇用創造効果に応じて年間上限10億円)
- 中小企業の働き方改革に資するよう、平成30年度より、中小企業特例を新設(年間上限12億円)

事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援

コース名	地域産業活性化コース		地域雇用活性化コース	
			【新設】中小企業特例	
事業費の上限額	250万円 ×雇用創出目標数		150万円 ×雇用創出目標数	
支援メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備			
	イ. 事業主向け雇用創造メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等		イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等	
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施			
	エ. 指定事業主雇用助成メニュー ※全額国が支給 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)に上乗せする形で助成する取組を実施			

事業スキーム



全国厚生労働関係部局長会議

《地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保等の強化について》

- ハローワークの人材確保対策コーナーにおけるマッチング支援
 - ・ 人材不足が深刻化する福祉、建設、警備、運輸分野等を対象として、地方自治体や関係機関との連携を図りながら、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【人材確保対策コーナー設置ハローワーク84所(平成30年度新規設置予定箇所を含む。)]
- 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)
 - ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク21所、マザーズコーナー178所(平成30年度新規設置予定箇所を含む。)]

<施策の説明、お願いしたいこと>

- ハローワークの人材確保対策コーナーにおけるマッチング支援
 - 来年度は福祉分野に特化して支援を行っていた福祉人材コーナーを、人材不足分野における総合的な専門支援を行う人材確保対策コーナーとする予定であり、地方自治体や関係機関と連携した求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会の開催等を実施することとしているため、地域の実情に応じた人材不足分野に係る人材の確保のための連携強化を引き続きお願いしたい。
- 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)
 - ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めるとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保体制を強化する。
 - ・ 子育て中の女性等については、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
 - ・ 子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において実施しており、ご協力をお願いしたい。
 - ・ 母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体等の関係機関と連携した支援を実施しており、来年度は体制をさらに拡充し取組を充実させるので、引き続き協力をお願いしたい。

ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援の拡充

事業概要

雇用情勢が着実に改善している中において、福祉等の分野において有効求人倍率が高止まりしており、人材不足が深刻化している状況にあることから、求職者に人材不足分野のしごとの魅力を伝えるとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者を結び付けるマッチングの機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

人材不足分野におけるハローワークの就職支援策

現行

◆福祉人材確保重点プロジェクト

主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対して担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、事業所訪問による求人条件見直し等の充足支援、関係団体等とのネットワークを活用した福祉分野(介護・医療・保育)の面接会等の開催

◆人材確保対策コーナー

12箇所のハローワークにおいて、人材不足が顕著な職種の人材確保支援を専門的に行う総合窓口を設置

平成30年度

福祉分野のほか、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる

「人材確保対策コーナー」を全国84箇所に設置し、関係団体等と連携した人材確保支援を実施。

- ◆ 都道府県労働局ごとに関係団体等をメンバーとした協議会を設置し、支援策について検討
- ◆ 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言、指導
- ◆ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ◆ 業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催

マザーズハローワーク事業の概要

拠点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（173箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

平成30年度の新規取組



● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成29年度 194箇所 → 平成30年度 199箇所

● ひとり親に対する支援の強化

マザーズハローワーク・コーナーに就職支援ナビゲーターを増員し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行う関係機関と連携した支援を実施する。平成29年度 26人 → 平成30年度 31人

● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズコーナーに求人者支援員を増員し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。平成29年度 21人 → 平成30年度 31人